

平成 29 年度新宿区外部評価委員会 第 4 回会議概要

<開催日>

平成 29 年 10 月 30 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（10 名）

名和田是彦、山本卓、星卓志、荻野善昭、小菅知三、小林浩司、野澤秀雄、林直樹、
鱒沢信子、安井潤一郎

事務局（5 名）

宮端行政管理課長、池田主査、三枝主査、杉山主任、原田主任

<開会>

【会長】

皆さん、おはようございます。ただ今から平成 29 年度第 4 回新宿区外部評価委員会を開催します。通常の評価作業は前回の全体会で終わりました。今回から、平成 28 年度に引き続き、行政評価の手法等の検証を行います。後ほど、事務局からスケジュールの説明がありますが、平成 30 年 1 月の区長への答申に向けて、皆さんでご議論いただきます。

本日は、新たな手法での試行について、評価の対象、評価の進め方や評価シート等の説明を事務局からしていただきます。次回は、各部会に分かれて、所管課とのヒアリングや評価の取りまとめを行います。

では、次第 1「試行について」です。はじめに、スケジュール、施策体系や対象となる施策・事業について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

11月は、各部会に分かれて、所管課とのヒアリング、部会での評価の取りまとめを行います。

12月は、全体会を2回開催します。これまでの行政評価や試行の結果を受け、その検証を踏まえた上で、外部評価委員会として、行政評価の新たな手法等についての意見や答申に盛り込むべき内容の取りまとめを行います。

1月は、行政評価の手法等の検証について区長へ答申をします。検証作業については、区長への答申で終了となります。

3月は、内部評価と外部評価結果を踏まえた区の取組について、事務局より報告をする予定

です。

次に、計画の構成について説明します。

平成20年度から現在の新宿区基本構想、新宿区総合計画及び新宿区第一次実行計画がスタートしました。

基本構想は、区が「めざすまちの姿」を実現するため、6つのまちづくりの基本目標と、6つの区政運営の基本姿勢からなるまちづくりの基本指針です。

総合計画は、基本構想を受けた区の最上位計画であり、基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向け、平成29年度までの10年間の計画期間として、まちづくりの方向性を明らかにした「まちづくり編」と、区政運営の基本姿勢を受け、下支える区政運営の方向を示す「区政運営編」で構成されています。また、施策の体系として、平成29年度の目標を定めた「個別目標」と、基本的な考えに基づく「基本施策」からなっています。

第一次実行計画、第二次実行計画に引き続く第三次実行計画は、現在の総合計画の総仕上げとして、平成28・29年度に計画的、優先的に推進していく事業をまとめたものです。総合計画の着実な推進に向けて、従来の6つの「基本目標」に加え、重点的に取り組む施策として「5つの基本政策」を掲げています。また、第三次実行計画は、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとして位置付けていることから、5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方針を示すものです。

なお、新たな総合計画は、平成29年7月に「新宿区基本計画（素案）」をまとめ、パブリックコメント等を経て、現在、策定に向けて作業をしているところです。

計画の体系についてです。基本構想におけるめざすまちの姿は、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」です。それを受けて、総合計画、さらにその下に実行計画を策定しています。総合計画は、施策の方向性を示した行財政運営の指針である基本計画と、都市計画に関する指針である都市マスタープランの性格を合わせ持ち、一体的な計画として策定します。

また、新たな総合計画では、5つの基本政策として、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、基本政策Ⅱ「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」、基本政策Ⅳ「健全な区財政の確立」、基本政策Ⅴ「好感度1番の区役所」を掲げています。これらの基本政策の下に、個別施策があり、個別施策は計画事業と経常事業で構成されています。

今回の試行では、より大きな視点で区政を捉えた評価とするため、これまでの計画事業評価に加え、新たに施策単位での評価を行っています。評価の対象は、個別施策と、その個別施策を構成する計画事業、経常事業です。内部評価の試行では、平成28年度に実施した事業について、個別施策単位で計画事業と経常事業の取組状況を踏まえて評価を行いました。

次に、試行の対象とする施策についてです。各部会、1つの個別施策を対象としています。

第1部会は、基本政策Ⅲ「賑わい都市・新宿の創造」、個別施策6「交通環境の整備」です。2つの計画事業と7つの経常事業で個別施策を構成しています。

個別施策Ⅲ - 6「交通環境の整備」のめざすまちの姿・状態についてです。都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿の都市活動を支えていくため、利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。また、自転車等の適正利用と利便性の向上を図るため、誰もが快適に自転車等を利用できるまちをめざします。

現状と課題についてです。1つ目は、自転車等の適正利用と利便性の向上です。区道の多くは幅員が狭いことから、限られた空間でどのように自転車走行空間を確保していくかが課題です。また、自転車等の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。2つ目は、みんなで進める交通安全です。区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性の向上が求められています。また、高齢者が交通事故の被害者としてではなく、加害者になるという問題も生み出しています。3つ目は、駐車場整備事業の推進です。地域の特性、まちづくりと整合した駐車場整備事業の推進が必要です。4つ目は、鉄道施設の整備促進です。朝の通勤時間帯を中心とした踏切による交通遮断や地域分断の解消が求められています。また、駅ホームからの転落事故が社会的な問題となっています。

これらの現状と課題を踏まえた施策の方向性についてです。1つ目は、自転車等の適正利用と利便性の向上です。限られた道路空間の中で路面表示を活用するなど、関係機関と連携しながら自転車走行空間を確保していきます。また、駐輪場整備や自転車シェアリングなど、自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用と利便性の向上を進めます。2つ目は、みんなで進める交通安全です。自転車利用者や歩行者など、あらゆる立場の人々への交通安全教育を推進します。3つ目は、駐車場整備事業の推進です。適正な駐車場整備の需給を把握し、地域の特性に合わせた駐車場整備基準を定めます。4つ目は、公共交通機関の充実です。公共交通事業者等による都市計画事業と調整を図りつつ、交通環境の整備を促進します。また、バリアフリー化やホームドアの設置など、鉄道施設の整備を促進します。

各主体の主な役割についてです。区民の役割は、自転車利用のマナー向上や交通ルールの遵守です。地域、NPO、コミュニティグループなどの役割は、交通安全運動の推進です。事業者の役割は、駐車場、駐輪場の整備です。警察の役割は、交通安全運動の普及・啓発。区（行政）の役割は、安全な歩行環境づくり、放置自転車対策等の推進です。

第2部会は、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、個別施策1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」です。5つの計画事業と25の経常事業で個別施策を構成しています。

個別施策Ⅰ - 1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」のめざすまちの姿・状態についてです。気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずとも健康づくりが実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

現状と課題についてです。1つ目は、健康づくりの推進と生活習慣病の予防です。健康寿命の延伸のためには、高齢期のフレイル対策とともに、特に男性は若い頃からの生活習慣病の予防、女性は若い頃から丈夫な骨・筋肉づくりに取り組むことが必要です。生活習慣病の予防に

については、各個人が生活習慣改善に取り組むだけでなく、健康無関心層も含め、誰もが健康づくりに自然と取り組めるような地域づくりを進める必要があります。糖尿病については、正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防を推進していく必要があります。女性の健康支援については、女性の健康支援センターを拠点とした女性の健康づくりの取組を進める必要があります。歯科保健対策については、乳幼児期、学齢期、成人期を通じて、かかりつけ歯科医を持ち、歯科的健康管理を進めることが求められています。2つ目は、こころの健康支援です。一人ひとりがこころの病気に対する正しい知識を持ち、適切なストレスマネジメントを行うことや、本人はもとより、家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に早く気づき、声掛けするなど、地域社会全体で支え合いが求められています。3つ目は、食育の推進です。食を通じた健康づくりネットワークの参加団体を増やし、多様かつ活発な相互連携・協力及び情報交換が行えるようにしていく必要があります。また、各学校や幼稚園等の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められています。

これらの現状と課題を踏まえた施策の方向性についてです。1つ目は、健康づくりの推進と生活習慣病の予防です。個人の健康づくりの取組を支援するだけでなく、誰もが健康的に暮らせるよう、地域社会全体での取組による環境整備が必要です。健康づくりに取り組みやすい環境整備として、身近な地域で運動等ができる環境を整備していきます。また、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進し、地域社会全体で健康づくりに取り組める環境を充実させていきます。ライフステージに応じた健康づくりの推進として、次世代の健康づくり、青壮年期の生活習慣病の予防、高齢期のフレイル対策等を推進していきます。女性の健康づくりを支援するため、女性の健康支援センターの認知度の向上、健康教育、健康相談の充実を図っていきます。地域の絆づくりの推進として、町会や自治体活動、各種ボランティア活動などの地域のつながりが豊かになるような取組を推進していきます。生活習慣病対策の推進として、重症化予防の観点からも対策を推進していきます。運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の意義と実践方法を広く普及促進していきます。また、あらゆる機会を通じて、健康診査やがん検診等の受診率向上を図っていきます。食生活の改善や適切な運動習慣の実践につながるような意識啓発や支援を行い、糖尿病予防を推進していきます。歯科保健対策として、生涯、自分の歯と口で楽しく食事をするため、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージを通じた歯科保健対策を充実していきます。2つ目は、こころの健康支援です。講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及啓発を進めていきます。こころの不調への気づきや早期相談・早期治療につなげ、再発の防止や重症化の予防のために相談体制の充実と、関係機関のネットワーク構築を図っていきます。また、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。3つ目は、食育の推進です。食育に取り組むとともに、食を通じた健康づくりネットワークにおける連携・協働を拡充し、生涯を通じた食育を推進していきます。また、各学校、保育園、幼稚園等の創意工夫ある多様な食育の取り組みを推進していきます。

各主体の主な役割についてです。区民の役割は、健康に対する意識の向上や健康づくりの実践です。地域組織、NPO、コミュニティグループなどの役割は、地域における健康づくり活

動の実践です。医療機関などの役割は、専門的な相談、情報の提供、安心できる医療サービスの提供です。事業者の役割は、従業員の健康増進。区（行政）の役割は、地域保健・医療・福祉体制の充実等です。

第3部会は、基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」、個別施策10「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営の推進」です。3つの計画事業と11の経常事業で個別施策を構成しています。

個別施策Ⅰ - 10「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合った区政運営の推進」のめざすまちの姿・状態についてです。地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、区民が自ら考え行動しながら地域の課題に取り組み、解決していくことで、区民が主役の自治のまちをめざします。

現状と課題についてです。1つ目は、町会・自治会及び地域活動への支援です。都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。地域の自治基盤である町会・自治会の加入率が5割に届いていません。地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められています。また、地域の自治活動を担う町会・自治会などの地域団体では、役員の高齢化が課題となっています。新しい住民や若者、子育て世代など多様な人々が地域の自治活動とつながり、地域の将来を担う活動主体となるための支援が求められています。2つ目は、多様な主体との協働の推進です。より多様な主体との協働を検討し、地域課題の解決に向けて取り組む必要があります。区民、地域団体、企業等多様な主体と連携して、それぞれのノウハウを共有し、課題に取り組んでいくためのネットワークの充実が必要です。3つ目は、自治のまちの推進です。自治の基本ルール、新宿区自治基本条例の認知度を高めていく必要があります。

これらの現状と課題を踏まえた施策の方向性についてです。1つ目は、町会・自治会及び地域活動への支援です。自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会との連携を図り、活動を支援していきます。町会・自治会、地区協議会など、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、多様な主体に対して助成を行います。2つ目は、多様な主体との協働の推進です。区民、地域団体、NPO、企業など社会貢献活動を行う多様な主体と連携し、地域課題の効果的な解決に向けて取り組んでいきます。様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるように、地域、NPO、企業等多様な主体からなるネットワークの構築を目指します。3つ目は、自治のまちの推進です。地域のことは地域が責任を持って自ら考え、決め、行動するという自治のまち新宿の更なる推進に取り組めます。

各主体の主な役割についてです。区民の役割は、地域コミュニティに対する意識の向上や地域の課題解決に向けた活動への参加です。地域組織、NPO、コミュニティグループなどの役割は、ふれあい・交流活動、地域でのまちづくり活動の推進、コミュニティ活動の担い手となる人材の育成です。事業者の役割は、地域でのまちづくり活動・社会貢献活動への参加と協力

です。区（行政）の役割は、コミュニティ活動、区政への参加・協働への意識啓発、町会・自治会、NPO団体等の連携支援です。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

今までの説明の中で、何か質問等がありますか。

【委員】

試行におけるヒアリングについては、これまでと同じ形で実施するのでしょうか。所管課の普段の業務に差し障りはないのでしょうか。

【事務局】

区の内部評価の試行は既に実施しています。その内部評価シートも参考にさせていただきながらヒアリングを行います。これまでは計画事業の1つずつの事業単位で所管課とのヒアリングを実施していましたが、今回、実施する試行は施策単位ですので、施策の中に含まれる事業数も増えることになり、所管課も複数の課になります。そのため、複数の所管課がそろった中で、施策単位でのヒアリングを行います。各部会、1施策について1回のヒアリングを実施します。所管課の業務への影響については、日程調整をした上で部会のスケジュールを決めているため、支障はないと考えています。しかし、実際のヒアリングがどれだけ効率的にできるかということについては、改善点やご指摘があるかと思しますので、実際に試行をした上で意見交換ができればと考えています。その点については、忌憚のないご意見をいただければと思います。

【委員】

施策単位の評価になると、内部評価やヒアリングは、1つの課で実施するのではなく各課や各部が複合するということですね。

【事務局】

そのとおりです。

ヒアリングにおいては、各所管課の中から1つの課が代表して施策を説明した上で、質疑の段階では、各所管課が出席していますので、それぞれに個別事項や具体的な指摘などのやり取りを想定しています。まずは、区から施策全体を取りまとめた形で説明するという手順を想定しています。

【委員】

これまでは個別の事業の評価を行ってきたので、施策の評価をできるのかという不安があります。

【事務局】

外部評価委員の皆様から、これまでに個別の事業のみだと、事業の位置づけやほかの事業との連携が見えないという意見もありました。より広い視点で区政を見ていただくという趣旨から、今回施策単位の評価を試行します。施策単位の評価では、内容も非常に多岐にわたり評価作業も大変になると思います。どのような形で平成30年度から実施していけば、スムーズに施

策単位での評価ができるかについても試行を通じて検討していきたいと思っています。

【委員】

説明を聞いて、委員として把握すべき範疇が増えるのではないかと感じましたが、その点についてはどのように考えていますか。

【事務局】

実際のヒアリングで、どのくらい疑問点等が解決するのかということは、試行してみた上で改めて検討する予定ですが、実際には、事前の勉強会や複数回のヒアリングを行って外部評価意見を取りまとめていただくことになると想定しています。内部評価シートには記載されないような業務等も関係してくる可能性もあり、外部評価の範疇が広がることも予想されます。その点については、懸念材料の1つではあります。

【委員】

これまで、1つの計画事業を限られた時間で外部評価してきました。その中でも、年代、男女差など各々の観点から様々な意見が出てきています。個別施策は、複数の計画事業や経常事業で構成されているので、委員によって全く違う観点からの意見が多く出てくる可能性があるかと思います。そのような場合の進行や取りまとめについてはどのように考えていますか。

【事務局】

平成30年度以降、ヒアリングをどのように実施していくかということについては、試行してみても改めて検討していきます。現在、区として想定しているのは、ヒアリングの前に部会で一度集まり、事前に対象の施策について質問項目も含め内容を確認し、理解を深めた上で、複数回ヒアリングを実施し、評価を取りまとめていくという形を考えています。

【会長】

内部評価シートを確認した上で、個別施策の評価の試行に臨むこととなりますが、個別の事業についていろいろと質問が出ると、時間的にも収拾がつかなくなる可能性があるかと思います。

他方で、計画事業については平成29年度の通常の外部評価を通じて一度確認しています。経常事業については、第2期外部評価委員会において評価を実施しましたので、第2期に外部評価委員を務めた方は、見覚えのある事業もあるかと思います。

また、個別施策の内容については、先ほど事務局より説明があり、個別施策という抽象度の高いレベルでも、いろいろとまとめ方が可能で、それに対して外部評価委員会が区民目線で評価をするということは可能ではないかと感じました。

今の説明の段階で、ほかに質問等がありますか。

【委員】

例えば、第2部会の対象の個別施策では、健康部、地域振興部、福祉部に担当部がまたがっています。実際に内部評価の試行をしてみて、区の現場の反応はどうでしたか。

【事務局】

施策単位での評価においては、部や課が複数にまたがるため、各課、各部で調整をし、施策単位の内部評価を取りまとめてもらいましたので、多少の混乱はあったかもしれませんが、区内

部の意見も収集した上で、それらを踏まえて、見直しをしていかなければいけないと思っています。

【会長】

個別施策の施策評価シートはどのように書いているのでしょうか。

【事務局】

施策の中心となる課が書いた上で、各課に確認をしている場合や、部分的に各課で分担して書いた内容を最終的に庶務担当課などがまとめて整理をしている場合があると思います。今回の試行については、まだ初めての試みということもあり、個別の計画事業の評価を取りまとめているところが多くあると思います。

【委員】

平成30年度からの新たな新宿区基本計画は、現行と体系が変わるということですか。

【事務局】

基本的な構成は変わりません。

第三次実行計画を平成28年度、平成29年度の計画期間で実施しています。平成30年度から始まる新たな第一次実行計画は、平成30年度から平成32年度の3年間の計画期間の予定で策定しているところです。

【委員】

平成30年度は新しい体系のもとで、旧体系の施策を評価するというのでしょうか。

【事務局】

平成30年度に実施する行政評価は、平成29年度の事業が対象になります。平成30年度は新たな総合計画のもと新たな第一次実行計画の期間が始まっていますが、評価の対象になる事業は、現行の総合計画のもとの第三次実行計画の最後の年の事業を評価するということになります。

【委員】

施策単位の評価となると、これまでの個別の事業ごとの評価に比べると、内容が大雑把になる可能性があるのではないのでしょうか。施策単位ということになると、部や課をまたがって横のつながりも関係してくると思います。その中で1つの評価をまとめるということは大変な作業ではないかと思います。

【会長】

今のご意見は、ほかの委員も懸念されているところだと思います。その点についても検証するため今回試行してみるということですが、実際に試してみないと分からないという感じはしますね。

【委員】

「行政評価の手法等の検証について」区長より諮問を受けていますが、区長が諮問された動機は何だったのでしょうか。

【事務局】

区のいろいろな施策や事業の適切な進行管理を図るため、行政評価という手法を採用してい

ます。区としても、果たして今のままできちんとPDCAが回っているのかという課題は認識していました。現行の行政評価は、制度を始めた当初に比べてかなり深化してきています。その中で、改めて現行の行政評価の手法等について検証をして、更に改善をしていく、より一層前に進んでほしいという趣旨で諮問させていただいています。

これまでの行政評価がどうだったかということについて検証していただき、その上でより良い手法がある場合は、それについても提案していただければと考えています。今後委員会としての答申をまとめていく中で、その点についても検討し、ご意見をいただければと思います。

【委員】

会長に伺いたいのですが、外部評価を行っていく中で、事業そのものの要・不要についての議論になってしまう可能性もあると思います。今回の諮問では、区としてそのような点まで含めて諮問されていると考えてよいのでしょうか。

【会長】

私が理解している限りでは、新宿区の行政評価は事業そのものの要・不要を外部評価委員会において議論してほしいというところまでは考えていないと思います。

ただ、外部評価委員会の内発的な議論の発展からいうと、事業の要・不要を判断するものではないですが、事業そのものの評価について考えざるを得ない場面はあると思います。この点については、平成29年度外部評価実施結果報告書の「今後に向けて」において、意見を述べておきましたので、区としてどのように受けとめられるかということになると思います。

今回の諮問については、新しく個別施策単位での評価を試行してみたいという内容です。前回の全体会で平成29年度の評価活動の振り返りについて各委員から意見や感想をいただき、それを取りまとめる過程で感じたことですが、個別施策単位での評価のもとで、外部評価委員の疑問や思考がよりいかにされるような意見が多くあったのではないかと考えています。その意味でも、外部評価委員会の内発的な発展としても、個別施策単位の評価ということは、1つの選択肢としてあり得ると感じる機運が出てきていると感じています。

では、評価の進め方、内部評価シートや外部評価チェックシートについて、引き続き、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

まず、外部評価の進め方について説明します。

基本的には、これまでの外部評価の方法で実施していくことを考えています。評価の対象としては、個別施策を評価します。個別施策の評価に当たっては、当該個別施策がどのような計画事業と経常事業で構成されているか、どのような取組をしているかを確認したうえで、評価します。その際に、施策評価シート、計画事業評価シート、経常事業取組状況シートを参考にします。施策単位の評価となりますが、計画事業、経常事業の取組状況や達成度、効率性、成果等を確認し、施策全体を評価します。

ヒアリングについては、今回の試行では1日で行う予定です。ヒアリング時間は、2時間半の会議の中で60分程度を想定しています。所管課からの説明を20分程度、残りの40分程度を質疑

応答と考えています。また、ヒアリングと同日に評価の取りまとめを行います。個人としての評価を外部評価チェックシートにまとめます。個人の評価が終わった段階で、部会としての評価の取りまとめを行います。取りまとめは、全体で60分程度を想定しています。

次に、評価シートについて説明します。

施策評価シートについてです。施策評価シートは、1枚のつくりとなっており、「分析・評価」、「今後の取組の方向性」、「目標設定」の3つの項目があります。

「分析・評価」の項目には、4つの設問、総合評価の記載欄、評価結果の選択欄があります。4つの設問は、役割、効率性、有効性、成果の4つの視点からの設問となっています。役割については、区民、地域組織、NPO、コミュニティグループ、事業者、区等の各主体の役割に基づく取組について評価します。効率性については、費用対効果の観点から評価します。有効性については、事業を有効、効果的に実施しているかを評価します。成果については、施策を構成する計画事業の成果の達成状況も考慮した上で、施策自体の成果について評価します。設問の選択肢は、4択から選択します。施策評価においては、より大きな視点から区政を捉えて評価するという、これまでの2択の選択肢では評価が判断しにくいという意見をいただいていることから、選択肢を4択にしています。総合評価の欄は、4つの視点や分析内容等を十分に説明し、個別施策を構成する計画事業の評価や取組状況等を踏まえた上で、総合的に評価を記載します。評価結果は、「目標以上」「目標どおり」「目標以下」の3択としています。

「今後の取組の方向性」の項目には、課題を記載する欄と取組の方向性を記載する欄を設けており、施策の課題、施策の今後の取組の方向性を記載します。

「目標設定」の項目は、施策の主な指標を記載します。今回の試行においては、計画事業評価シートに記載した指標の中から主な指標を2つ抜粋して記載します。新たな総合計画では、成果指標が設定される予定ですので、その際は、個別施策の成果指標を記載します。

計画事業評価シートについてです。計画事業評価シートは、現行と同じ2枚の構成です。計画事業の評価がどのような評価になっているのかより分かりやすくするため、「分析・評価」の項目を最初にし、結論を先に示すようにしています。

「分析・評価」の項目には、8つの設問、総合評価の記載欄、評価結果の選択欄があります。8つの設問は、妥当性、効率性、有効性、成果の4つの視点からの設問となっており、視点ごとに2つずつ設問を設け、2択の選択肢から評価します。妥当性については、事業手法、受益者負担、協働等を考慮し、事業の対象や担い手、手法等が適切かどうかを評価します。効率性については、最少の経費で最大の効果を上げているかという費用対効果の観点から評価します。有効性については、事業が有効、効果的に実施しているかを評価します。成果については、事業の成果を測ることのできる指標設定となっているか、事業目的の達成に向けた成果を上げているかということについて評価します。評価結果は、現行の計画事業評価シートと同じ「計画以上」「計画どおり」「計画以下」の3択です。総合評価欄については、各分析の視点、評価の理由を十分に説明するとともに、事業に関する評価を総合的に記載します。また、現行の計画事業評価シートでは各視点の評価理由と内容が重複することもあったため、評価理由の記載を

総合評価欄にまとめることで、より評価理由を見やすくしています。

「これまでの行政評価を踏まえた対応」は、新しく設定した項目です。これまでの行政評価を踏まえて、実際に、事業の中でどのような改善や取組をしているかについて記載します。

「今後の取組方針」の項目は、事業の課題、方向性、取組方針を記載します。

「事業経費」の項目は、予算現額、事業経費、一般財源、特定財源、執行率を記載します。また、事業経費の主な使途の記載欄を設け、どのような内容に経費が使われているのかをより分かりやすく示すようにしています。

「事業概要」の項目は、枝事業ごとに、事業説明と28年度の主な実施内容等として実施内容、事業手法、受益者負担、協働について記載します。事業手法は、区直接実施、委託、指定管理、補助金等の4つから選択します。受益者負担、協働は、有・無を選択した上で、有の場合は具体的な内容を記載します。

「目標設定」、「達成状況」の項目は、現行の計画事業評価シートと変更ありません。

経常事業取組状況シートについてです。記載項目は、事業概要、取組内容・実績、予算現額、事業経費、執行率、取組状況、方向性についてです。経常事業取組状況シートは、経常事業の中でどのような取組を実施しているのかを示し、施策評価の参考情報とします。

外部評価チェックシートについてです。シートの一番上に、個別施策名と内部評価の施策評価シートにおける「目標以上」「目標どおり」「目標以下」の評価結果を示します。総合評価欄については、外部評価として個別施策が「目標以上」「目標どおり」「目標以下」なのかを評価した上で、必ず評価理由を記載していただきます。そのほかの役割、効率性、有効性、成果の各分析の視点と、取組の方向性、計画事業及び経常事業の取組状況に対する意見の欄については、特に意見がある場合に記載していただきます。協働の視点による意見、その他意見の欄については、現行の外部評価チェックシートと同様です。

今回の試行は、実際に外部評価を行い、評価結果を出すことはもちろんですが、施策評価シート、計画事業評価シート、経常事業取組状況シートの項目やレイアウト、外部評価の仕方、ヒアリング方法、取りまとめ方法などについて、感じたことなどを外部評価委員の皆様からご意見をいただくことを主な目的としています。皆様からいただいたご意見を踏まえ、答申を受けた上で、区では、平成30年度からの施策評価の本格実施に向けて、より良い行政評価制度となるよう手法の改善、改良をしていければと考えています。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

今までの説明の中で、何かご質問はありますか。

【委員】

計画事業評価シートの「分析・評価」の項目の効率性④「事務事業の効果を低下させずに事業費等を削減することはできるか」という設問についてですが、かなり大胆な評価ではないかと思います。議会で議決した予算を下げろという印象を与えるのではないのでしょうか。

また、質問ではありませんが「これまでの行政評価を踏まえた対応」の項目については、外部評価の連続性や継続性が明確となるため、分かりやすく良いと思います。

【事務局】

計画事業評価シートの効率性④「事務事業の効果を低下させずに事業費等を削減することができるか」という設問についてです。この設問は、今後に向けて、所管課として事業費を削減のする余地があるのかということを確認する意味合いの設問と考えています。現行の予算をどうするということではなく、次年度に向けて事業費の削減を検討できるのか、サービスを低下させず現行の事業をより効率的に実施できるのかどうかという視点で評価をします。設問の表現やどのように評価していくのかについては、財政課とも相談し、工夫していきたいと思いません。

【委員】

外部評価において議論を詰めていくと、費用対効果の話になってしまう可能性があると思います。外部評価委員会としてそこまで言及して良いのでしょうか。

【会長】

実際の評価の作業においては、事業経費の執行率などの関係で、事業経費がこれだけ余っているのに何で削減できないのかという切り口から議論の対象になると思います。この点については、外部評価委員会の立場で議論することは可能だと思います。

【委員】

個別施策の所管部の下に所管課があると思います。外部評価におけるヒアリングの試行では、どのレベルの所管課まで出席されるのでしょうか。

【事務局】

計画事業、経常事業を含めて全ての事業に所管課があります。関連する課にはヒアリングへの出席を依頼しているところです。事業としては目出しされていないけれども内容的に施策に関連するものに関しては、事前に調整をした上で、担当者に出席してもらうということもあり得ると考えています。今回の試行については、計画事業の所管課はヒアリングに出席します。

【第1部会長】

個別施策単位での評価作業は大変になると思いますが、やってみることに意味があると思います。その上で、評価シートのつくり方やフォーマットがうまくいくかどうかを考えるための試行だと思います。

外部評価チェックシートについてですが、外部評価委員の総合評価の項目が、内部評価と同じように「目標以上」「目標どおり」「目標以下」としています。内部評価を外部評価するということでこれまで外部評価を行ってきましたが、外部評価では個別の事業に踏み込む議論や意見が多くなってしまふこと、新宿区外部評価委員会条例では、外部評価委員会は施策と事業について分析、検証すると規定されているということ踏まえて、今回このような評価方法にしているという理解で良いでしょうか。

【事務局】

内部評価を外部評価するということから考えると、外部評価では事業そのものについて触れられないのかという議論になってしまうと思いますが、実際の評価作業ではそのようなことはあり得ないと思います。内部評価はそもそも事業自体を評価しているものですので、内部評価について吟味するという事は、間接的には事業自体を吟味するという事だと思います。

しかし、実際にどのような手段で外部評価をするかを考えたときに、外部評価委員会が独自に事業を調査し評価することは非常に困難なため、区が行っている内部評価を通して、その先にある事業を評価するというものであると考えています。内部評価シート自体が外部評価の対象であり、それ以外のことについては評価の対象ではないという言い方はできないと考えています。内部評価シートを外部評価の判断材料にし、最終的には事業に対してご意見をいただいているという考えで、これまでも実施しています。

事業そのものの要否、いわゆる事業仕分けのようなどころまで外部評価で踏み込むかについては、また別の議論になると思いますが、区として、外部評価は事業に対する意見であると受けとめています。そのため、外部評価チェックシートについても、施策に対してご意見、判断をいただいているという意味合いも含めて、総合評価を3択の判断としています。これまでもそのような観点で外部評価をしていただいていると、区としては認識しておりますが、より分かりやすく示すためにもこのようにしています。

【委員】

区民目線から考えた際に、内部評価シートのみでは見えない疑問点、あるいは見えない問題点というものがあると思います。個別施策単位での評価になれば、そういった疑問点などがより多くなると思います。その場合に、部会の枠を超えて、より広い視点から外部評価委員会全体で討論するという可能性も考えられるかと思いますが、どうでしょうか。

【事務局】

前回の全体会において、外部評価のヒアリングに当たって他の部会に対し事前質問ができるのか、単独の部会ではなく外部評価委員会全体で評価したほうが良いのではないかとご意見もいただいています。部会ごとにヒアリングを行う際に、他の部会の委員の疑問点を質問として委ねるような調整ができないかというご意見については、評価作業に支障がない範囲内で、部会同士で調整するという事はあり得るのではないかとご判断を会長からいただいています。ご質問いただいた点については、臨機応変に運用の範囲内でできるのではないかと考えています。

【会長】

今の件については、平成29年度外部評価実施結果報告書の「今後に向けて」においても触れています。現行の運用の範囲内でできることが既にあると思いますし、部会ごとの日程についても全体で共有するようになっていきます。こういった運用を仕組み化するということが考えられないかについては次期の外部評価委員会での検討事項ではないかと思えます。今期の外部評価委員会においては、現行の運用の範囲内での対応と、外部評価委員会の全体会で議論することは可能です。

【委員】

評価シートについては、より読みやすく、分かりやすくなっているように感じます。「分析・評価」の項目について質問ですが、施策評価シートは役割の視点となっていますが、計画事業評価シートは妥当性の視点となっています。この違いは何でしょうか。

【事務局】

個別の計画事業単位での評価に関しては、妥当性の視点からの評価は可能であると考えていますが、施策に関しては、計画事業、経常事業、その他の細かな内容などを含めて1つの施策を構成していますので、施策全体の妥当性について評価することは難しいと考えています。施策全体の評価として考えた際に、1つの案として、役割という観点から評価できるのではないかと考え、施策評価シートに関しては役割という視点を設けています。

【委員】

本日欠席されている委員の方もいます。欠席されている委員については、試行の際に何の説明もなくいきなり評価シートを確認しても、理解するのが難しいのではないかと思います。欠席委員へのフォローなどはどうするのでしょうか。

【会長】

事務局には負担となるかもしれませんが、欠席委員に対し、電話等で質問に対応する、簡単な説明をするなどの配慮をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

本日も欠席の委員へのご説明やフォローもちろんですし、今後、委員の皆様から個別のお問合せや質疑もあるかと思しますので、その点については、可能な限り対応させていただきます。

【会長】

いずれにしろ、新しい試みで不安な点も多いかと思しますので、事務局のほうからぜひ個別にご対応をお願いしたいと思います。

それでは、年度後半の検証等のスケジュールと、対象施策、評価シートや外部評価チェックシートの様式、ヒアリングや取りまとめなど試行について、このように進めていくということでもよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

では、本日はここで終了とします。お疲れさまでした。

<閉会>